

# 金融庁公表資料から読み解く

# 今後の金融行政と検査・監督の ポイント整理

平成三〇年九月二六日、金融庁から「変革期における金融サービスの向上にむけて」金融行政のこれまでの実践と今後の方針（平成三〇事務年度）（以下、「平成三〇年度金融行政方針」という）が公表されました。

また、平成三〇年度金融行政方針に先立ち、同年六月二九日には「金融検査・監督の考え方と進め方（検査・監督基本方針）」（以下、「検査・監督基本方針」という）が公表され、また、これを受けて、同年一〇月一五日には「コンプライアンス・リスク管理に関する検査・

監督の考え方と進め方（コンプライアンス・リスク管理基本方針）」（以下、「コンプライアンス・リスク管理基本方針」という）が公表されており、金融検査・監督の在り方には大きな変革が生じつつあります。

本稿では、これら一連の公表資料から、今後の金融行政と検査・監督のポイントを読み解き、分析します。



のぞみ総合法律事務所

弁護士 川西 拓人



2002年京都大学法学部卒業、2003年弁護士登録、弁護士法人御堂筋法律事務所入所。2008～2010年金融庁検査局 出向（金融証券検査官・専門検査官）。2015年7月より現職。

弁護士・公認不正検査士 吉田 桂公



2003年3月東京大学法学部卒業。2004年10月弁護士登録、のぞみ総合法律事務所入所。2006年4月～2007年3月日本銀行決済機構局出向。2007年4月～2009年3月金融庁検査局出向。

## 1 検査・監督の在り方

### 「形式・過去・部分」から「実質・未来・全体」へ

金融庁は従来、法令遵守状況の事後的な確認や個別資産の査定を中心とした検査・監督の手法をとってきました。しかし、

「過去への集中」  
 将来の経営の持続可能性よりも過去の経営の結果である足元のバランスシートを重視する、顧客ニーズの変化への対応よりも過去の法令違反行為に着目する、など。

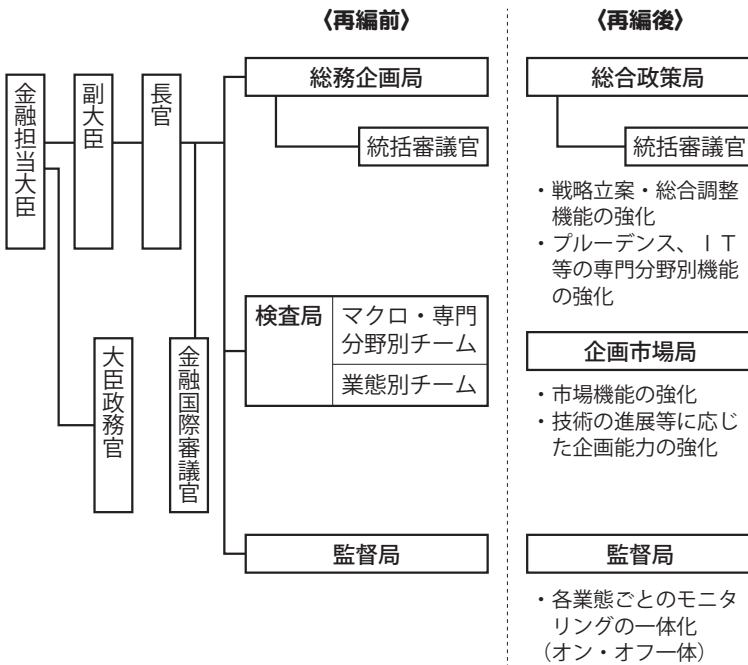
このような検査・監督の手法が機械的に反復されることで、次のような問題を惹起するおそれがあるとの懸念を有するに至りました。

「形式への集中」  
 借り手の事業内容ではなく担保・保証の有無を必要以上に重視する、顧客ニーズに即

「部分への集中」  
 金融機関の経営全体の中で真に重要なリスクを議論する



【図表1】組織再編のイメージ



(出所)「変革期における金融サービスの向上にむけて～金融行政のこれまでの実践と今後の方針(平成30事務年度)～」より作成

のではなく個別の資産査定に集中する、個別の法令違反行為だけを咎めてガバナンスや企業文化といった問題発生の根本原因の究明や必要な対策の議論を軽視する、など。

金融庁は、このような問題意識に基づき、検査・監督基本方針において、次の方向性で検

査・監督を行っていく旨を示しています。

「形式から実質へ」  
規制の形式的な遵守の確認に留まらず、実質的に良質な金融サービスの提供やリスク管理等ができていくかを重視。

「過去から未来へ」

過去の一時点の健全性の確認だけに留まらず、将来に向けた健全性が確保されているかも重視。

「部分から全体へ」

特定の個別問題への対応に集中するより、真に重要な問題への対応ができていくかを重視。

金融庁は、このような自身の課題の変化に対応するため、平成三〇年七月一七日、組織再編を行い、検査局を廃止して、総合政策局、企画市場局、監督局

の三局体制をとり(図表1)、

また、平成三〇年度金融行政方針において、「検査・監督基本方針に沿って、チェックリスト方式からプリンシプルベースの検査・監督への移行を定着させる」こと、「金融機関に対してモニタリングの方向性を明らかにする必要のある分野については、分野別の『考え方と進め方』(略)等、様々な形で個別の分野における検査・監督の方針を整理し、公表していく」ことを明らかにしています。

2 金融モニタリングの手法

(1) 「三つの手法」による検証

証

① 「最低基準検証」の手法  
検査・監督基本方針では、今後の検査・監督の進め方について次の三つの手法が示されています。

② 「動的な監督」の手法  
各金融機関が共通して遵守すべき最低基準の充足状況を

検証し、最低基準に抵触している金融機関に対して改善を求めるとの手法。

① 「最低基準検証」の手法  
将来の環境と金融機関の動的な展開を見通し、金融機関が将来最低基準に抵触する蓋然性を評価して、金融機関と問題意識の共有を行い、改善に向けた対応を求めていく手

# 訪問先での声かけに役立てる 農家の税務カレンダー

ランドマーク税理士法人  
代表税理士 清田 幸弘

神奈川県横浜市の農家に生まれる。地元農協に9年間勤務し、金融・経営相談業務を行ったのち、開業。農家出身者ならではの視点と経験をもとに資産税コンサルティングをはじめ、相続税の申告件数は3,300件超。



日頃から、JAに信頼を置いてくださっている組合員・利用者に対し、税金等の支払い時期にはタイムリーにお声かけをして、お役に立ちたいものです。

本稿では、一年間の税金・社会保険料の支払いについて、主要な項目を時系列に整理していきます。二二頁〜二三頁掲載の「農家の税務カレンダー」を併せてご参照いただき、訪問月に応じて日頃の業務にお役立てください。

なお、記載の取扱いについては各市町村によって異なる場合があります。

がある点をご了承ください。

## 1 一月二〇日・七月一〇日

### 源泉所得税納付 (納期の特例適用者)

源泉徴収制度とは、給与等を支払う際に、支払者が、所定の方法により預かる税額を計算し、支払金額からその税額を差し引いて国に納付するという制度です。この従業員への給与支払時に預かる源泉税は、本来毎月一〇日までには納付すべきものです。従業員が常時一〇人

未満の事業者については、「納期の特例」を申請することにより、六カ月分まとめて七月一〇日（一〜六月分）と翌年一月二〇日（七〜十二月分）を期限として納付することができます。

## 2 二月一六日〜三月一五日

### 個人の確定申告

確定申告とは、納税者自らが毎年一月一日から二月三十一日（年の途中で死亡した場合）には、死亡した日）までに得たすべての所得金額とそれに対応する所

得税の額を計算し、申告・納税する手続きをいいます。

### (1) 売上高（農業収入や賃貸事業収入）について

売上には、出荷奨励金、市場の仕切書、庭先販売の売上も含めて申告します。自家消費分に加え、親類やご近所へ差し上げたものも、その生産者販売価格分を売上に計上します。また、国・県・市区町村などから支給される各種補助金についても農業所得の収入に計上します（一定の補助金を除く）。

なお、売上代金が口座に振り込まれる場合は、手数料や運賃等を差し引かれる前の金額で計上しなければなりません。手数料等は必要経費として計上することになります。売上も経費も両方を総額で計上する原則のことを総額主義といいます。事業の規模を自ら正しく把握するために大事な会計原則です。

ここで注意すべきなのは、売上ではない収入についてです。個人事業者契約で建物更生共済等に加入して満期を迎えると満期共済金が受け取れますが、その収入は満期支払日（満期日の翌日）の属する年の「一時所得」となります。満期までの途中に解約して受け取った解約返戻金も同様の扱いとなり、「事業所得」や「不動産所得」の収入金額とはなりませんので注意しなければなりません。

(2) 必要経費の計算に用いる資料

確定申告のためには、必要経費の計算が必要ですが、そのた

【図表1】資産計上するものと経費計上できるもの（取得価額等ごと）

取得価額等	経費計上の方法
取得価額10万円未満または 使用可能期間1年未満	経費として一度に計上
取得価額10万円以上20万円未満 (①または②を選択可)	①普通の減価償却（資産計上） ②三年均等償却（資産計上）(注2)
取得価額20万円以上(注1)	普通の減価償却（資産計上）

(注1) 取得価額が30万円未満である「少額減価償却資産」を青色申告者である中小企業者（従業員1,000人以下）が取得し、平成32年3月31日までに業務の用に供したものに限り、年合計300万円を限度として、取得価額の全額を1度に経費計上できる特例がある。

(注2) 「三年均等償却」を行った資産は、償却資産税の申告が不要。



【事業用財産の購入】

一度に経費に計上できるか、

- ① 種苗代、肥料代等の領収書
  - ② 事業用財産の購入の領収書
- その内容のわかる明細書
- めに用いる主な資料を次の①～⑧に挙げました。ポイントを含めて確認しましょう。

減価償却（資産計上して耐用年数に応じて経費を計上）するかという点がポイントになります。一度に（またはまとめて）経費計上できる基準は取得価額等です（図表1）。一方、資産として計上すべきもの（一度に経費にできないもの）については減価償却という方法を探ります。

減価償却とは、時とともに価値が下がっていくものについて、それぞれの資産の価値の目減り分を見積もって経費として計上することです。具体的には、建物・構築物・機械装置・車輛運搬具・工具器具備品などが減価償却資産となります。まだ事業に使用していないものについては減価償却を開始することはできません。逆に、減価償却できない資産とは、時とともに価値が減少しないもの、例えば土地や借地権・書画骨董などです。

③ 修繕費等の領収書、修繕内容のわかる明細書

修繕費は必要経費に該当する

か、減価償却の対象となるのかを検討する必要があります。

POINT

【価値を高める修繕は資本的支出】

倉庫、作業所やアパート等の修繕のための支出は、原状を回復するための支出であれば、修繕費として全額を必要経費に計上します。一方で、その支出が資産としての価値を高めたり、耐久性を増すものであったりすれば、その金額は「資本的支出」とされ、いったん固定資産に計上し、減価償却費として長期間にわたり少しずつ必要経費としていくこととなります。金額の大きさが問題ではありません。

POINT

【火災共済（保険）等の保険事故で受取保険金がいったい】

個人事業者が、火災・風水災等・地震の事故共済（保険）金を受け取った場合には、資産の損害に基づいて支払われる共済（保険）金として、非課税とな